

北海道更別村「地域おこし協力隊員」募集要項

更別村は、広大な北海道十勝平野の南部に位置する人口約3,000人の小さな村です。村の面積の70%が農地で、畑作と酪農・畜産による日本有数の大型農業の村です。新たな視点や発想を持って、小さな村と一緒に盛り上げてくれる方を募集します。意欲あふれるあなたのご応募をお待ちしています。

募集隊員	事業承継推進員 ”更別村内の事業所を承継し、地域を盛り上げてくれる方を募集します”
雇用関係	あり
活動概要	(1) 村内食堂の事業承継を目的とした研修活動(調理、接客、配達など) (2) 将来的に事業者から営業を引継ぎ事業展開を進めるための準備活動 (3) その他、事業承継に資する関連業務
募集人数	1名
募集対象	(1) 年齢20歳以上50歳未満の方(55歳未満応相談) (2) 三大都市圏または地方都市地域に居住し、採用決定後、更別村に住民票を移して居住できる方 (現在、過疎地域等の条件不利地域に指定されていない地域の方) (3) 普通自動車運転免許を取得している方 (4) パソコン(ワード、エクセル、SNS等)の操作ができる方 (5) 心身ともに健康で、地域おこしに意欲と情熱があり、誠実に職務を行う事が出来る方 (6) 就労に意欲があり、将来、更別村に定住を希望する方 (7) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方
勤務地	更別村内食堂
勤務時間	(1) 週37時間30分を基本とします。(原則8:30～17:15) (2) 週5日勤務、週休2日とします。休日は土・日・祝日を基本としますが、受入事業所により変動します。また、12月29日から翌年1月3日までは休日とします。ただし、必要に応じて時間外及び休日勤務をする場合があります、その場合時間外勤務手当か代休での対応となります。
雇用形態・期間	(1) 更別村のパートタイム会計年度任用職員として村が任用します。 (2) 雇用期間は令和8年3月31日までとし、最初の任用日から最大3年まで再任することがあります。 (3) 任用後のはじめの3か月間は試用期間となります。 ※採用予定日は令和8年3月1日までの間で応相談とします。
報酬等	月額193,000円 支払日は毎月21日を原則とします。 別途勤務日数に応じて期末手当・勤勉手当の支給があります。
待遇・福利厚生	(1) 更別村のパートタイム会計年度任用職員として、健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。 (2) 雇用期間中の住居は、更別村が確保し家賃全額を支払います。ただし、生活用品、光熱水費等は自己負担となります。 (3) 有給休暇は任用期間に応じて付与されます。 (4) 隊員の副業は可能です。ただし事前に配属先と受入事業者との相談が必要となります。 (5) 活動に要する作業服、その他活動に要する経費(消耗品・旅費等)は、予算の範囲内で更別村が負担します。 (6) 「更別村職員の旅費に関する条例」に準じて更別村への赴任に要する旅費を支給します。
応募手続き	(1) 応募受付期間 令和7年9月22日(月)～令和8年1月30日(金) (2) 応募方法 ① 更別村「地域おこし協力隊員」応募用紙を更別村ホームページからダウンロードするか市販の履歴書(志望の動機及び自己PRを含むもの)を用意してください。 ② 応募用紙又は市販の履歴書に必要事項を記入し、写真添付ください。 ③ 応募用紙又は市販の履歴書を電子メール又は郵送ください。 ※随時選考を行い、採用者が決定次第、応募を締め切ります。
選考の流れ	(1) 第1次選考 書類選考の上、応募者全員に文書で通知します。 (2) 第2次選考 第1次合格者を対象に、面接試験を原則更別村で行います。 (3) おためし研修 応募者は、更別村事業承継おためし研修事業により最長2泊3日の日程で事業所でのおためし研修をすることができます。(おためし研修は、第2次選考の日程に合わせてすることもできます。) ※第2次選考試験並びにおためし研修のために必要な交通費等は個人負担となります。 ※おためし研修に伴う宿泊は、村が指定する宿泊場所で、宿泊費は村が負担します。 ※最終選考結果は、文書でお知らせいたします。
応募・問い合わせ	〒089-1595 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地 更別村役場 企画政策課 地域開発係 電話0155-52-2114/FAX0155-52-2812 e-mail: kikaku@sarabetsu.jp ホームページアドレス https://www.sarabetsu.jp/shigoto/kyujin/tiiki_okosi/